派遣帳票に紐づく項目

~はじめに~

本マニュアルでは、各派遣帳票に紐づく項目をまとめております。

派遣メニューの契約画面から出力できる帳票(個別契約書、就業条件明示書等)と、会社情報詳細画面から出力 できる帳票(基本契約書)について、各帳票フォーマットに沿って紐づき項目をご案内いたします。

~目次~

1.	抵触日通知書	••• <u>3</u>
2.	派遣先管理台帳	• • • <u>4</u>
3.	派遣元管理台帳	••• <u>6</u>
4.	派遣労働者通知書	•••9
5.	労働者派遣個別契約書	· · · 10
6.	労働条件通知書兼就業条件明示書	•••13
7.	労働者派遣基本契約書	$\cdot \cdot \cdot 17$
8.	紹介予定派遣基本契約書	· · · 21
9.	業務委託契約書	· · · 26
10.	帳票の出力方法について	· · · 29



1. 抵触日通知書



(1) 出力日の日付が出力されます。

(2) 派遣元事業所名:派遣メニュー>マスター>派遣元>「事業所名」から登録できます。

(3) 派遣先事業所名:会社情報>派遣先>「事業所名」から登録できます。

(4) 派遣先住所:会社情報>派遣先>「住所(都道府県)」「住所(市区町村)」から登録できます。

(5) 仕事内容: 求人案件>「仕事内容」から登録できます。

(6) 派遣開始日:契約>「派遣開始日」から登録できます。

(7) 事業所ごとの抵触日:契約>「派遣先ごとの抵触日」から登録できます。

ver 4.0

2. 派遣先管理台帳



- (2) 派遣元事業主氏名:派遣>マスター>派遣元>「事業主名」から登録できます。
- (3) 派遣元事業所名:派遣>マスター>派遣元>「事業所名」から登録できます。
- (4) 派遣元事業所所在地:派遣>マスター>派遣元>「郵便番号」「都道府県」「住所 1,2」から登録できます。
- (5) 仕事内容:求人案件>「仕事内容」から登録できます。 契約>「期間制限を受けない業務」から登録できます。
- (6) 派遣先の名称:会社情報>派遣先>「組織単位部署名」「組織単位課名」「組織長役職」から登録できます。
- (7) 就業の場所:会社情報>派遣先>「派遣先事業所名」「就業先部署」「就業先課」「派遣先住所」「派遣先電話番号」から登録できます。
- (8) 派遣元責任者:派遣>マスター>派遣元>「責任者氏名」から登録できます。
- (9) 派遣先責任者:会社情報>派遣先>「責任者氏名」から登録できます。
- (10)苦情日時:派遣>契約>苦情から登録できます。
- (11)苦情内容、処理状況:派遣>契約>苦情から登録できます。

3.4		L		0	1		-
Ma	TC	n	ın	G	Ο	Ο	C

ver 4.0

12. 業務内での計画的なOJTの教育訓練や業務外の教育訓練を行った日時及び内容

	(教育訓練を行った	日)	(教育訓練の内容)
12	12 平成31年1月4日(金) 13 E		Excel・Wordについての教育訓練を実施。
13.	労働・社会保険の被保	除者資格	取得届の提出の有無
	雇用保険 14	有 1	5
	健康保険	有	
	厚生年金保険	有	
14.	無期雇用か有期雇用	かの別 1	有期雇用派遣労働者
15.	60歳以上に限定する	忍約か否17	本契約は、60歳以上に限定する契約ではない。
16 .	紹介予定派遣に関する	る項目	
	※この台帳は勤務幸	服告書と共(こ派遣終了日から3年間保存しなければならない。

(12) 苦情内容:派遣>契約>苦情から登録できます。

- (13) 教育訓練日時:派遣>契約>教育訓練から登録できます。
- (14) 教育訓練内容:派遣>契約>教育訓練から登録できます。
- (15) 各種保険の有無:スタッフ>「雇用保険」「健康保険」「厚生年金保険」「介護保険」から登録できます。
- (16) 社会保険未加入の理由:スタッフ>「社会保険未加入の理由」から登録できます。
- (17)無期雇用か有期雇用化の別:契約>「雇用期間」から登録できます。
- (18)60歳以上に限定する契約か否かの別:契約>「60歳以上を対象」から登録できます。

※派遣先管理台帳について、就業した日・就業した場所等は、貴社で管理されている勤務表等で別途管理いた だくよう、よろしくお願いします。

3. 派遣元管理台帳

-

1.	派遣労働者氏名	
2.	派遣先の名称	² テスト会社 テスト事業所
3.	派遣先の事業所名	3
4.	就業の場所	105-0013 東京都港区浜松町
5.	組織単位	5 テスト組織単位
6.	業務の種類	6 目社バッケージシステムの開発・保守
7.	派遣元責任者	7 派遣部 部長 派遣元責任者A 派遣元責任者B
8.	派遣先責任者	8 テスト部署 テスト部長 テストせきにんしゃ
9.	就業期間	9 平成31年1月1日から平成33年1月1日まで
D.	就業曜日	10 月火水木金
1.	就業時間·休憩時間	08:00~17:00(つち休憩時間 12:00~13:00) 11
2.	時間外労働	時間外労働は1日5時間、1ヶ月45時間、1年360時間の範囲内。法定休 日労働は、月2回の範囲内。時間外は5分単位で計算する。
3.	就業状況	別紙ジョブレポート(タイムカード)にて確認、保管するものとする。
4.	派遣労働者からの苦情処理状	況
	(申出を受けた日) 12 平成30年5月1日(火)	(苦情内容、処理状況) 13 派遣先において、社員食堂の利用に関して便宜が図られていないとの こと。派遣先に対して、法の趣旨を説明。以後、派遣先の他の労働者と 同様に、派遣先の施設が利用可能となる。



	15. 段階的かつ体系的	な教育訓練を	行った日時および内容
	(教育訓練を行った	と日時)	(教育訓練の内容)
	14 平成30年5月9	日(水) 15	社内研修 PCの基礎訓練(Word、Excel)の実施
	16. キャリアコンサルテ	ィングを実施し	」 た日及び内容
	(コンサルティングを	行った日)	(コンサルティングの内容)
	¹⁶ 平成30年5月9	日(水) 17	職業・職務選択における自己分析
	17. 雇用安定措置として	こ講じた措置の) 内容 (雇用安定措置の内容) ¹¹ 8
	派遣先の企業に、派遣	労働者の直接	雇用を依頼
- 1			
L			
	18. 労働・社会保険の初	a 保険者資格]	取得届の提出の有無
	雇用保険	而有。	
	健康保険	有	
	厚生年金保険	有	
-	19. 無期雇用か有期雇	用かの別 <mark>2</mark> 1	有期雇用派遣労働者
			(労働契約期間: 平成30年1月1日~平成30年12月31日)
	20.60歳以上の別	22	60歳未満
	21. 紹介予定派遣に関	する項目	
´1) →	派遣労働者氏名・スタ	ッフ>「名前	」から登録できます。
(2)	派遣先の名称:会社情報		」から登録できます。
(3)	派遣先の事業所名:会	社情報>派遣	先>「事業所名」から登録できます。
(4) 戻	就業の場所:会社情報	>派遣先>「病	就業先部署」「就業先課」「派遣先住所」「派遣先電話番号」から登録
	できます。		
(5) Å	组織単位:会社情報>	派遣先>「組約 	職単位部署名」「組織単位課名」「組織長役職」から登録できます。
(6) 1	土事内容:求人案件>	仕事内容」>	から登録できます。
(7) v	契約画面> 応浩二書に孝氏々 ・ 漸`	「	▼けない美務」から豆嫁じさよす。 ヽ派浩二ヽ「吉仁老氏々」から発母できます
(1) { (8) ∮	小垣 儿貝 亡 有 八 石 : 亦 : 「	喧/ヾヘクー♪ 社情報>派書♪	~1/11垣ルイ 「貝江日以右」 パ50豆球 Cさまり。 先>派遣先責任者>「青任者氏名」 から登録できます
(9) i	派遣期間:契約>「派	遣開始日1「浙	清終了日」から登録できます。
10) ፤	就業曜日:求人案件>	「勤務曜日」;	から登録できます。
(就業時間・休憩時間・	切幼戏母 \ [/	助致時間」かた <i>発得できます</i>
(11) 別		天利豆歌/ 「	動物時間」から登録てきます。
	机事时间 • 小眼时间:		
(11) (12) न	苦情日時:派遣>契約	>苦情から登録	動物時間」から登録しるより。 録できます。

- (13)苦情内容:派遣>契約>苦情から登録できます。 (14) 教育訓練日時:派遣>契約>教育訓練から登録できます。
- (15) 教育訓練内容:派遣>契約>教育訓練から登録できます。

- (16) キャリアコンサルティング日時:派遣>契約>キャリア相談から登録できます。
- (17) キャリアコンサルティング内容:派遣>契約>キャリア相談から登録できます。
- (18) 雇用安定措置:派遣>契約>雇用安定措置から登録できます。
- (19) 各種保険の有無:スタッフ>「雇用保険」「健康保険」「厚生年金保険」「介護保険」から登録できます。
- (20) 社会保険未加入の理由:スタッフ>「社会保険未加入の理由」から登録できます。
- (21) 無期雇用か有期雇用かの別:契約>「雇用期間」から登録できます。
- 雇用契約期間;スタッフ登録・編集画面>「入社日」「退社日」から登録できます。
- (22)60歳以上の別:契約>「60歳以上を対象」から登録できます。



4. 派遣労働者通知書

2			2019年9月30日	
テスト会社御中				
			3	東京 本社
	派遣労働	诸通知書		
	労働者派遣契約に基づれ	き次の者を派遣します。		
4	1	$\sim - 2$)	
1. 自社パッケージシス	テムの開発・保守			
氏名	性 別	年 齢	60歳以上であるか 否かの別	
テスト佐藤 🏮	女性 🌀	45歲以上 🕖	60歲以上 🔒	
2. 社会保険・雇用保険	の被保険者資格取得届の	提出の有無は次のとおり	ল্ ট	
氏名	健康保険	厚生年金保険	雇用保険 (1	0 雇用期間
テスト佐藤	有	有	有	有期雇用 60歳以上限定の契約
無の場合の理由:				

- (1) 出力日の日付が出力されます。
- (2) 会社情報>「正式名称」(正式名称が未入力ならば会社名)から登録できます。
- (3) 派遣>マスター>派遣元>「事業所名」から登録できます。
- (4) 求人案件>「仕事内容」から登録できます。
- (5) スタッフ>「名前」から登録できます。
- (6) スタッフ>「性別」から登録できます。
- (7) スタッフ>「年齢」から登録できます。※年齢は生年月日から自動計算されます。 ※年齢について

18歳未満ならば実年齢、18歳~45歳未満ならば「18歳以上45歳未満」、 45 歳以上ならば「45 歳以上」と出力します。

- (8) スタッフ>「年齢」から登録できます。※年齢は生年月日から自動計算されます。 ※「60歳以上」「60歳未満」のどちらかが出力されます。
- (9) スタッフ>「雇用保険」「健康保険」「厚生年金保険」から登録できます。
- (10) 契約>「雇用期間」から登録できます。 契約>「60歳以上を対象」から登録できます。
- (11) 社会保険未加入の理由:スタッフ>「社会保険未加入の理由」から登録できます。

5. 労働者派遣個別契約書

労働者派遣個別契約書

派遣先マッチングッド株式会社し(下甲と称す)と 派遣元 東京 本社 2 (下乙と称す)とは、 次の派遣条件に基づき労働者派遣契約を締結する。 労働者派遣契約番号:317 称マッチングッド株式会社 名 菊池営業所 総務部 人事課 〒123-456 東京都港区西新橋●● 080-123-345 4 就 業 部 署 事業所の所在地 〒123-456 東京都港区西新橋●● 組 織 単 位 派遣先_マッチングッド株式会社 テスト部署 テスト課(テスト組織単位部長) 派 遣 指 揮 命 令 者 職名:情報システム部 係長 氏名:指揮太郎 TEL: 09012345678 先 8 者 職名:テスト部署 テスト部長 氏名:テスト責任者 責 任 TEL: 03-1111-1111 苦情処理の 9 職名:情報システム部 部長 氏名:苦情花子 TEL: 0364579995 申 H 先 名 称 東京 本社 許可番号:test許可番号 11 地 〒130-0023 岡山県 墨田区立川bbb 所 在 派 遣 責 任 者 職名:派遣部 部長 氏名:派遣元責任者A TEL: 047-123-4567 13 元 苦情処理の 14) 職名:人材管理本部 部長 TEL: 03-1111-1111 氏名:苦情第一責任者 由 出 先 システムコンサルタント業務 システム開発サポート 業務内容 ・その他システムに関する補助業務(日数限定業務) 1か月間該当業務日数 10日 通常労働者1か月所定労働日数 10日 派 遣 期 間 2016年1月1日~2018年12月31日 16 17 事業所毎の抵触日 派遣可能期間の制限を受けない業務 派遣人数 - 1 人 18 (1) 派遣先:会社情報>「正式名称」(正式名称が未入力ならば会社名)から登録できます。 派遣元:派遣>マスター>派遣元>「事業所名」から登録できます。 (3) 名称:会社情報>「会社名」から登録できます。 (4) 就業部署:会社情報>派遣先>「事業所名」から登録できます。※1 求人案件>「就業部署」、契約>「就業部署」からそれぞれ※1を選択・登録できます。 (5) 事業所の所在地:会社情報>派遣先>「事業所名」から登録できます (6) 組織単位:会社情報>派遣先>「組織単位」から登録できます。※2 求人案件>「組織単位」、契約>「組織単位」からそれぞれ※2を選択・登録できます。 指揮命令者:会社情報>派遣先>「指揮命令者」から登録できます。※3 (7)求人案件>指揮命令者、契約>「指揮命令者」からそれぞれ※3を選択・登録できます。 (8)|責任者:会社情報>派遣先>「派遣先責任者」から登録できます。※4 求人案件>「派遣先責任者」、契約>「派遣先責任者」からそれぞれ※4を選択・登録できます。 (9) 苦情処理の申出先:会社情報>「派遣先苦情」から登録できます。※5 求人案件>「派遣先苦情」、契約>「派遣先苦情」からそれぞれ※5を選択・登録で できます。 (10) 名称:派遣>マスター>派遣元>「事業所名」から登録できます。※6 求人案件>「派遣元」から※6を選択・登録できます。 (11)許可番号:御社情報設定>「許可番号」から登録できます。 (12) 所在地:派遣>マスター>派遣元>「郵便番号」「都道府県」「住所 1.2」から登録できます。※7 求人案件>「派遣元」から※7を選択・登録できます。

(13)派遣元責任者:派遣>マスター>派遣元>「派遣元責任者」から登録できます。※8 求人案件>「派遣元責任者」から※8を選択、登録できます。



(14)苦情処理の申出先:派遣>マスター>「派遣元苦情処理申立先」から登録できます。※9

求人案件>「派遣元苦情処理申立先」から※9を選択・登録できます。

(15)業務内容:求人案件>「仕事内容」から登録できます。

※期間制限を受けない業務の場合は、契約>「期間制限を受けない業務」から登録・編集できます。

(16)派遣期間:契約>「派遣開始日」「派遣終了日」から登録できます。

(17)事業所毎の抵触日:契約>「派遣先ごとの抵触日」から登録できます。

(18)派遣人数:帳票出力の際に、チェックを付けたスタッフの人数が出力されます。

	派遣人数	1 人
	就 業 時 間	(就業時間) 10:00~19:00 (うち休憩時間 12:00~13:00) 19
		(所定就業時間) 7.75時間 ——
	就 業 日	月火水木金 20
	時間外(休日)労働	時間外労働は1日5時間、1ヶ月45時間、1年360時間の範囲内。法定休日労働は、月2回の範囲内。21
	特別条項	なし 22
	休日	土 日 23
派	安全 ・ 衛生	派遣先及び派遣元事業主は、労働者派遣法第44条から第47条の2までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令 上の責任を負う。連続のVDT作業に常時従事させる場合は、連続作業時間が1時間を超えないようにし、連続作業と連続作業の間に 10~15分の作業休止期間を設け、かつ、一連続作業時間内において1~2回程度の小休止を設ける。
遣条件	労働者派遣契約 の解除にあたっ て講ずる派遣労 働者の雇用の安 定を図るための 措置	甲は、専ら甲に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に解除を行おうとする場合には、 あらかじめ1ヶ月 以上の猶予期間をもって乙に通知し合意を得ると共に、甲及び乙は派遣労働者の就業をあっせんする等により新たな就業機会の確 保を図ることとする。また、派遣先は、労働者派遣契約の中途解除にあたって、新たな就業機会の確保ができない場合、少なくと も派遣元に生じた損害である休業手当、解雇予告手当等の額以上の損害の賠償を行うこととする。甲は、労働者派遣契約の契約期 間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、乙から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行っ た理由を乙に対し明らかにすることとする。
	苦情処理に 関する事項	甲および乙は派遣労働者からの苦情の申し出を受けたときは、派遣先責任者、派遣元責任者が中心となって誠意をもって、遅延な く、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。甲及び乙は、自ら でその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は相互に遅延なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を 図ることとする。
	派遣料金	時額 2.513 円 24 25
	時間外手当	法定内残業単価:1,500円/時 法定外残業単価:1,500円/時 法定休日単価:3,393円/時 所定休日単価:2,513円/時 深夜割増 手当:628円/時
	支払条件	15日締め 翌月 30日支払 26 (金融機関休業の場合は前営業日とする) 27
	福利厚生施設の 利用等	甲は、派遣労働者に対し、甲が雇用する労働者が利用する福利厚生施設について、利用することができるよう便宜供与することと する。 甲は派遣労働者に対し、教育研修への参加や施設の利用など、派遣先で同様の業務に従事する労働者との均衡待遇確保に努めるも のとする。
	紛争防止の措置	1. 甲が本契約終了後に派遣労働者を雇用する場合、甲は乙に対し、派遣期間終了前までに書面にてその旨通知する。 2. 前号の場合であって、乙が職業紹介事業を行うことができるときは、甲は職業紹介により派遣労働者を雇用することとし、職 業紹介に係る手数料については甲乙別途協議する。 28

ぶきをあます。

- (19) 就業時間:契約>「勤務時間①~⑥」から登録できます。
- (20) 就業日: 求人案件>「勤務曜日」から登録できます。

(21)時間外(休日)労働:派遣>マスター>契約書固定文言>「時間外(休日)労働」から登録できます。※10 契約>「時間外(休日)労働」で※10が初期表示されます。

- (22) 特別条項: 求人案件>「特別条項」から登録できます。
- (23)休日:求人案件>「休日曜日」から登録できます。
- (24)派遣料金:契約>請求「基本単価」から登録できます。
- (25)時間外手当:契約>請求「法定内残業単価」~「深夜割増手当」から登録できます。
- (26) 支払条件:会社情報>請求先>「支払いサイト」から登録できます。※11

求人案件>「請求先」から※11 を選択・登録できます。

(27) 福利厚生施設の利用等:派遣>マスター>契約書固定文言

>「福利厚生施設の利用等」から登録できます。※12

契約>「福利厚生施設の利用等」で※12 が初期表示されます。

(28) 紛争防止の措置:派遣>マスター>契約書固定文言>「紛争防止の措置」から登録できます。※13 契約>「紛争防止の措置」で※13 が初期表示されます。



- ・「無期雇用」、「60歳以上」何れにも該当しない場合、「限定しない」という文言が出力されます。
- ・「無期雇用」に該当する場合、「無期派遣労働者に限定する」という文言が出力されます。
- ・「60歳以上」に該当する場合、「60歳以上に限定する」という文言が出力されます。
- (30) その他備考:求人案件>「その他備考」から登録できます。
- (31) 会社情報>「派遣先」から登録できます。※14 求人案件>「派遣先」、契約情報>「派遣先」からそれぞれ※14 を選択・登録できます。
- (32)派遣>マスター>「派遣元」から登録できます。※15 求人案件>「派遣元」から※15を選択・登録できます。

6. 労働条件通知書兼就業条件明示書

労働条件通知書兼就業条件明示書

	派遣元東京本社	
	労働者 テスト 佐戸 締結した労働者派:	豪」とり回こ 遣雇用契約の内容は以下のとおりとします。
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	事業所の名称	マッチングッド株式会社
	位	派遣先_マッチングッド株式会社 テスト部署 テスト課(テスト組織単位部長) 4
	就業の場所	菊池営業所 総務部 人事課 〒123-456 東京都港区西新橋●● 080-123-345
派 遣 先	指揮命令者	職名:情報システム部 係長 氏名:指揮太郎 TEL:09012345678 6
	責 任 者	職名:テスト部署 テスト部長 氏名:テスト責任者 TEL:03-1111-1111 7
	苦情処理の 申 出 先	職名:情報システム部 部長 氏名:苦情花子 TEL:0364579995 8
	名称	東京 本社 9 許可番号 test許可番号 10
	所在地	〒130-0023 岡山県墨田区立川bbb 11
派遣元	責 任 者	職名:派遣部 部長 氏名:派遣元責任者▲ TEL:047-123-4567 職名: 氏名:派遣元責任者B TEL: 147-123-4567
	苦情処理の	
	申 出 先	
	業務内容	 ・システムコンサルタント業務 ・システム開発サポート ・その他システムに関する補助業務(日数限定業務) 1か月間該当業務日数 10日 通常労働者1か月所定労働日数 10日
	雇用契約期間	<u>2015年8月1日~</u> 契約期間:期間の定めあり 16 2018年1月1日~2018年12月21日
(1)	派遣先:会社	青報>「正式名称」(正式名称が未入力ならば会社名)から登録できます。
(2)	スタッフ名:	スタッフ>「名前」から登録できます。
(3)	事業所の名称	:会社情報>派遣先>「事業所名」から登録できます。 泣・会社情報>派遣先>「組織単位」から登録から登録できます。※16
(1)	加末。小山城十一	求人案件>「組織単位」、契約>「組織単位」からそれぞれ※16を選択・登録できます。
(5)	就業の場所:	会社情報>派遣先>「派遣先事業所名」「就業先部署」「就業先課」「派遣先住所」「派遣先電
	話番号」から?	登録できます。※17 求人案件>「武業部署」 契約>「武業部署」からそれぞれ※17 を選択・登録できます
(6)	指揮命令者情望	報:会社情報>派遣先>「指揮命令者」から登録できます。※18
		求人案件>指揮命令者、契約>「指揮命令者」からそれぞれ※18を選択・登録できます
(7)	責任者:会社(☆人)	青報>派遣先>「派遣先責任者」から登録できます。※19 案件>「派遣失責任者」 契約>「派遣失責任者」 からそれぞれ※10 を選択・登録できます
(8)	ホス ぎ 苦情処理の申:	条件/「が追元員任有」、矢約/「が追元員任有」がらてれてれた19を選択・登録できます。 立先:会社情報>「派遣先苦情」から登録できます。※20
		求人案件>「派遣先苦情」、契約>「派遣先苦情」からそれぞれ※20を選択・登録で
(9)	夕称・派遣 >・	できます。 マスターン派遣テン「事業所名」から登録できます。※91
(3)	コート・小道 / 求人案((ハシーン派遣元) 「事業所名」 から豆腐 Ceccy。 ~21 (牛>「派遣元」から※21 を選択・登録できます。_
(10))許可番号:御	社情報設定>「許可番号」から登録できます。
(11))所在地:派遣	>マスター>派遣元>「郵便番号」「都道府県」「住所 1,2」から登録できます。※22 案件>「派遣元」から※29 を選択・登録できます
(12)	ホハッ 責任者:派遣	*TF~ 「M/LD」 // - 5// - 2 // - 立座 くさより。 >マスター>派遣元>「派遣元責任者」から登録できます。※23
		10

求人案件>「派遣元責任者」から※23 を選択、登録できます。

- (13)苦情処理の申立先:派遣>マスター>「派遣元苦情処理申立先」から登録できます。※24
 - 求人案件>「派遣元苦情処理申立先」から※24 を選択・登録できます。
- (14)業務内容:求人案件>「仕事内容」から登録できます。※期間制限を受けない業務の場合は、契約>「期間制限を受けない業務」から登録・編集できます。
- (15) 雇用契約期間:スタッフ>「入社日」「退社日」から登録できます。
- (16)契約期間:契約>「雇用期間」から登録できます。
 - ※「有期雇用」の場合、「期間の定めあり」と出力されます。 「無期雇用」の場合、「期間の定めなし」と出力されます。

屛	 夏月	目孝	日糸	り期	間	2015年8月1日~ 契約期間:期間の定めあり
Ð	F	遣		期	間	2016年1月1日~2018年12月31日
恴	沋	業		時	間	(就業時間) 10:00~19:00 (うち休憩時間 12:00~13:00) 18
						(所定就業時間) 7.75時間
恴	尤		業		日	月火水木金 19
耳 ジ	寺 椙 兮	引夕	۲ ·	・休	: 日 働	時間外労働は1日5時間、1ヶ月45時間、1年360時間の範囲内。法定休日労働は、月2回の範囲内。20
1	Ҟ				日	
3	₹ <u></u>	全	•	衛	生.	派遣先及び派遣元事業主は、労働者派遣法第44条から第47条の2までの規定により課された各法令を遵守し、自己 に課された法令上の責任を負う。 連続のVDT作業に常時従事させる場合は、連続作業時間が1時間を超えないよう にし、連続作業と連続作業の間に10~15分の作業休止期間を設け、かつ、一連続作業時間内において1~2回程度 の小休止を設ける。
就業条件で個気打	今り こ 動 営 豊	者除ずの図	派にる雇る	遣あ派用ため	約っ労安の置	派遣元事業主は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由以外の事由によって労働者派遣契約の解除が行われた場合には、当該労働者派遣契約に係る派遣先と連携して、当該派遣先からその関連 会社での就業のあっせんを受けること、当該派遣元事業主において他の派遣先を確保すること等により、当該労働 者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。また、当該派遣元事業主は、当該労働者 派遣契約の解除にあたって、新たな就業機会の確保ができない場合は、まず休業等を行い、当該派遣労働者の雇用 の維持を図るようにするとともに、休業手当の支払の労働基準法などに基づく責任を果たすこととする。さらに、 やむを得ない事由によりこれができない場合において、当該派遣労働者を解雇しようとするときであっても、労働 契約法の規定を遵守することはもとより、少なくとも30日前に予告することとし、30日前に予告しないときは労働 基準法第20条第1項に基づく解雇予告手当を支払うこと、休業させる場合には労働基準法第26条に基づく休業手当を 支払うこと等、雇用主に係る労働基準法等の責任を負うこととする。
吉臣	占 ↓ 月 ~	情す	処 る	理 事	に項	派遣先および派遣元は派遣労働者からの苦情の申し出を受けたときは、派遣先責任者、派遣元責任者が中心となっ て誠意をもって、遅延なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に 通知することとする。派遣先及び派遣元は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は相互に遅延 なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。
Ŧ	ţ	本		賃	金	時給1,567円 22
₿	寺「	間	外	手	当	法定内残業単価: 1,000円/時 法定外残業単価: 1,000円/時 法定休日単価: 2,115円/時 所定休日単価: 1,567円 /時 深夜割増手当: 392円/時
野小野、ひ	早貧良	±/.	職	久	給与金供	昇給:昇給あり 毎年〇月〇日とする。 賞与:賞与あり 毎年〇月〇日とする 但し、業績低下、その他やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。 退職金:退職金あり 退職から1ヶ月後とする。 20日経め 翌日 10日支払 25
ノ 左	< F∛	以有	ī 糸	~ 合休	〒	6ヶ月継続勤務した場合、勤務日数により付与する。

(17) 派遣期間:契約>「派遣開始日」「派遣終了日」から登録できます。

- (18) 就業時間:契約>「勤務時間①~⑥」から登録できます。
- (19) 就業日: 求人案件>「勤務曜日」から登録できます。
- (20)時間・休日労働:派遣>マスター>契約書固定文言>「時間外(休日)労働」から登録できます。※24 契約>「時間外(休日)労働」で※24 が初期表示されます。
- (21)休日:求人案件>「休日曜日」から登録できます。
- (22) 基本賃金:契約>支払「基本単価」から登録できます。
- (23)時間外手当:契約>請求「法定内残業単価」~「深夜割増手当」から登録できます。
- (24) 昇給・賞与・退職金:契約>「昇給」「賞与」「退職金」から登録できます。



(25) 支払条件:会社情報>料金情報>「給与支払いサイト」から登録できます。

	社 今 伊 陸	健康保険:無 厚生年金保険:無 雇用保険:無 26									
	11. 云 17. 陕	社会保険未加入の理由:									
		労働考派遭契約委号:317									
	福利厚生施設の 利 用 等	派遣先は、派遣労働者に対し、派遣先が雇用する労働者が利用する給食施設、休憩室および更衣室等の施設または 設備について、利用の機会を与えるように配慮する義務を負う。 27									
就業	退職に関する 事 項	退職を希望する場合には14日前までに 所属長に届け出ること。 28									
条件	契 約 更 新 に 関 す る 事 項	 1.契約更新の有無 (更新する場合がある ・ 更新しない) 2.契約更新の判断基準 項・派遣先との労働者派遣契約の更新の有無、就業中の勤怠状況 ・モラル・スキル、派遣元の経営状況などによる 									
		事業所: 期間制限なし 30									
		組織単位 : 期間制限なし 31									
	抵 触 日	なしの理由: 派遣可能期間の制限を受けない業務のため 32									
		1 派(海上が大切43分で派)を派(海路) あた 専日ネッゴク 派(海上に旅) 第二になり 派(海田間647 代ナネ)で世界にイン									
	派遣労働者の直 接雇用における	1. 旅邉元が冬矢約絵」後に旅邉ガ側者を准用りる場合、旅邉元は旅邉元に対し、旅邉州同絵」前までに音田にてで の旨通知する。 9. 前号の提合であって 派禮元が職業紹介事業を行うことができストきは 派禮先は職業紹介に上り派遣労働者を									
	紛争防止措置	雇用することとし、職業紹介に係る手数料については派遣先派遣元別途協議する。 33									
	労働者派遣に	時間額 2,513円 34									
		 ・派遣労働者としてのキャリアアップの教育訓練を労働時間として扱い、相当する賃金を支払う。 ・無期雇用派遣労働者または有期労働者ではあるが、労働契約期間内に労働者派遣契約が終ました担合について 									
		「無効雇用が進力働者よたは有効力働者ではめるか、力働失り効面内に力働者が進失わかた」した場合にしいて、 次の派遣先を見つけられない等、使用者の責めに帰すべき事由により休業させた場合には、労働基準法26条に基づ (ミニキを支払う)									
	備考										
		 ・派遣労働者としてのキャリアアップの教育訓練を労働時間として扱い、相当する賃金を支払う。 ・無期房田派遣労働考末をけ有期労働考でけあるが、労働契約期間内に労働考派遣契約が終ました場合について 									
		次の派遣先を見つけられない等、使用者の責めに帰すべき事由により休業させた場合には、労働基準法26条に基づ (く手当を支払う)。									
	備考										
	平成31年4月8日	内容に疑義がある場合は、1週間以内に弊社担当者までお申し付けください。									
		岡山県墨田区立川 bbb									
		東京 本社 代表取締役 デモ 大郎									

(26) 社会保険:スタッフ>「雇用保険」「健康保険」「厚生年金保険」「介護保険」から登録できます。 社会保険未加入の理由:スタッフ>「社会保険未加入の理由」から登録できます。

(27) 福利厚生施設の利用等:派遣>マスター>契約書固定文言

>「福利厚生施設の利用等」から登録できます。※25

契約>「福利厚生施設の利用等」で※25 が初期表示されます。

- (28) 退職に関する事項:派遣>マスター>契約書固定文言>「退職に関する事項」から登録できます。※26 契約>「退職に関する事項」で※26 が初期表示されます。
- (29) 契約更新に関する事項:派遣>マスター>契約書固定文言

>「契約更新に関する事項」から登録できます。※27

契約>「契約更新に関する事項」で※27 が初期表示されます。

(30)事業所の抵触日:契約>「派遣先ごとの抵触日」から登録できます。

※契約>雇用期間>「無期雇用」の場合は、抵触日の欄に「期間制限なし」と表示されます。

また、なしの理由に「派遣可能期間の制限を受けない業務のため」と表示されます。

- (31) 組織単位の抵触日:契約>「スタッフごとの抵触日」から登録できます。
 - ※契約>雇用期間>「無期雇用」の場合は、抵触日の欄に「期間制限なし」と表示されます。
- (32)なしの理由:契約>雇用期間>「無期雇用」の場合は、「派遣可能期間の制限を受けない業務のため」と 表示されます。
- (33)派遣労働者の直接雇用における紛争防止措置:

派遣>マスター>契約書固定文言>「派遣労働者の直接雇用における紛争防止措置」から登録できます。 ※28

契約>「派遣労働者の直接雇用における紛争防止措置」で※28 が初期表示されます。

- (34) 労働者派遣に関する料金:契約>支払「基本単価」から登録できます。
- (35)派遣>マスター>「派遣元」から登録できます。※29 求人案件>「派遣元」から※29を選択・登録できます。

8. 労働者派遣基本契約書

<1ページ目>

労働者派遣基本契約書 (2)

派遣先株式会社(以下「甲」という)と派遣元事業所名株式会社(以下「乙」という)とは、乙が その労働者を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法 律」(以下「労働者派遣法」という)に基づき、甲に派遣するにあたり、以下のとおり基本契約を 締結する。

第1条(目的)

本契約は、乙が、労働者派遣法及び本契約に基づき、乙の雇用する労働者(以下「派遣労働 者」という)を甲に派遣し、甲が派遣労働者を指揮命令して業務に従事させることを目的とする。

第2条(適用範囲)

(1)

本契約に定める事項は、特に定めのない限り、本契約の有効期間中、甲乙間において別途締結 する労働者派遣個別契約について適用する。

第3条(個別契約)

甲及び乙は、乙が甲に労働者派遣を行う都度、本契約に基づき労働者派遣個別契約(以下「個別契約」という)を締結する。当該個別契約には、労働者派遣法の定めに基づき、派遣労働者の従 事する業務内容、就業場所、就業期間、その他の必要な事項について規定するものとする。

第4条(派遣料金)

甲は、本契約に基づく労働者派遣の対価として乙に派遣料金を支払う。派遣料金は業務内容等 により、別途定めるものとする。なお、経済事情に著しい変化が生じた場合には、甲乙協議の上派 遣料金を改定することができる。

第5条(派遣先責任者)

甲は、自己の雇用する労働者の中から、事業所ごとに派遣先責任者を選任するものとする。派 遣先責任者は、派遣労働者を指揮命令する者に対して、個別契約に定める事項を遵守させるほか、 適正な派遣就業確保のための措置を講じなければならない。

第6条(派遣元責任者)

乙は、自己の雇用する労働者の中から、事業所ごとに派遣元責任者を選任するものとする。派 遣元責任者は、派遣労働者の適正な就業確保のための措置を講じなければならない。

第7条(指揮命令者)

甲は、自己の雇用する労働者の中から、就業場所ごとに指揮命令者を選任するものとする。指 揮命令者は、業務の処理について、個別契約に定める事項を守って派遣労働者を指揮命令し、契約 外の業務に従事させることのないよう留意し、派遣労働者が安全、正確かつ適切に業務を処理でき るよう、業務処理の方法、その他必要な事項を派遣労働者に周知し指導する。

第8条(適正な就業条件の確保)

乙は、甲が派遣労働者に対し、個別契約に定める労働を行わせることにより、労働基準法等の 法令違反が生じないよう労働基準法等に定める時間外、休日労働協定、その他所定の法令上の手続 等をとるとともに、適正な就業規則を定め、派遣労働者に対し適切な労務管理を行い、甲の指揮命 令等に従って職場の秩序・規律・企業秘密を守り、適正に業務に従事するよう派遣労働者を教育、 指導しなければならない。

2 甲は、派遣労働者に対し、労働基準法等の諸法令並びに本契約及び個別契約に定める就業条件 を守り、当該派遣就業が円滑に行われるよう努めなければならない。

第9条(適正な労働者の派遣義務)

 二日の外の目的を達成してために必要な資格、能力、知識、技術、技能、健康、経験等が あり、派遣就業の目的を達する適正な労働者を甲に派遣しなければならない。
 2 甲は、派遣労働者が前項の目的達成に必要な要件を欠いていると認めたときは、代替要員の派 遣を求めることができる。派遣労働者が当該要件を欠くに至った場合も同様とする。

第10条(代替要員の確保)

乙は、派遣労働者の病気、事故その他の事由により派遣労働者の人員に欠員が生じるおそれが ある場合は、直ちにその欠員の補充を行わなければならない。ただし、甲においてその必要がない 皆乙に連絡したときはこの限りではない。 第11条(苦情処理)

甲及び乙は、派遣労働者から苦情の申出があった場合には、互いに協力して迅速な解決に努め なければならない。

前項により苦情を処理した場合には、甲及び乙は、その結果について必ず派遣労働者に通知し なければならない。

第12条(派遣労働者の個人情報の保護)

乙が甲に提供することができる派遣労働者の個人情報は、労働者派遣法第35条の規定により 派遣先に通知すべき事項のほか、当該派遣労働者の業務遂行能力に関する情報に限るものとする。 ただし、利用目的を示して当該派遣労働者の同意を得た場合及び紹介予定派遣において法令上許さ れている範囲又は他の法律に定めのある場合は、この限りではない。 2 甲及び乙は、業務上知り得た派遣労働者の個人情報を正当な理由なく他に漏らしてはならな

v.

第13条(企業秘密及び個人情報の守秘義務) 乙は、派遣業務の遂行により知り得た甲及び取引先の業務上の秘密を、他に漏らし又は不正に 利用してはならず、派遣労働者にもその遵守を徹底させなければならない。本契約又は個別契約終 丁後においても同様とする。

乙は、派遣業務の遂行により知り得た甲の役員・従業員等及び取引先の個人情報について、他 2 に漏らし又は不正に利用してはならず、派遣労働者にもその遵守を徹底させなければならない。本 契約又は個別契約終丁後においても同様とする。

第14条(安全衛生等)

甲及び乙は、労働安全衛生法等に定める諸規定を遵守し、派遣労働者の安全衛生等の確保に努 めるものとする。

2 乙は、労働安全衛生法に定める雇入れ時の安全衛生教育を行った上、甲に派遣しなければなら ない。

乙は、派遣労働者に対し、必要に応じて雇入れ時の健康診断を行うとともに、派遣就業に満す з る健康状態の労働者を甲に派遣しなければならない。

第15条(福利厚生施設の利用)

甲は、乙の派遣労働者に対し、食堂、更衣室、レクリエーション施設等の施設又は設備につい て、利用することができるよう便宜供与に努めるものとする。

第16条(損害賠償)

派遣業務の遂行において、派遣労働者が本契約又は個別契約に違反し、もしくは故意又は重大 な過失により甲に損害を与えた場合は、乙は甲に賠償責任を負うものとする。ただし、その損害 が、甲が使用する者の派遣労働者に対する指揮命令等により生じたと認められる場合は、この限り ではない。

2 前項の場合において、その損害が、派遣労働者の故意又は重大な過失と指揮命令等との双方に 起因するときは、甲及び乙は、協議して損害の負担割合を定めるものとする。

第17条(契約解除)

甲又は乙は、相手方が正当な理由なく労働者派遣法その他の関係法令又は本契約もしくは個別 契約の定めに違反した場合には、是正を催告し、相当な期間内に是正がないときは、契約の全部又 は一部を解除することができる。

2 甲又は乙は、相手方が次の各号の一に該当した場合には、何らの催告を要せず、将来に向かっ て本契約を解除することができる。 2

手形交換所の取引停止処分があったとき。

- õ 公租公課の滞納処分のあったとき。
- ã 財産上の信用にかかわる差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売等を受けたとき。 破産、民事再生、会社整理、会社更生等の申立があったとき。
- 6

営業を廃止し、又は清算に入ったとき。 労働者派遣法等関係法令に違反して、一般労働者派遣事業の許可を取り消されもしくは事 6 業停止命令を受け、又はその有効期間の更新ができなかったとき。 3 本条に基づく解除については、損害賠償の請求を妨げないものとする。

<3ページ目>

第18条(派遣契約の中途解除)

甲は、自己のやむを得ない事情により個別契約期間が満丁する前に契約の解除を行おうとする 場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

3 甲は、前項に定める派遣労働者の新たな就業機会の確保ができない場合には、契約の解除を行 おうとする日の少なくとも30日前に、乙にその旨を予告しなければならない。
 3 甲は、前項の契約解除の予告日から契約の解除を行おうとする日までの期間が30日に満たな

い場合には、少なくとも契約の解除を行おうとする日の30日前の日から当該予告当日までの期間

 いる者には、少なくとも美約の解除を行為りとする目のものものもある当該する当ちまでの新聞の日から当該する当ちまでの新聞の日数分の派遣労働者の賃金に相当する額について、損害の賠償を行わなければならない。
 4 甲の解除が信義則違反その他甲の責に帰すべき事由に基づく場合には、前項にかかわらず、甲は当該派遣契約が解除された日の翌日以降の残余期間の派遣料金に相当する額について賠償を行わ なければならない。

5 甲は、契約の解除を行う場合であっても、乙から請求があったときは、契約の解除を行う理由 を乙に対し明らかにする。

(4)

(3)

第19条(有効期間)

9条(有効期間) 本契約の有効期間は、平成28年8月1日から平成29年7月31日までの1年間とするが、 本契約期間満丁の1ヶ月前までに、甲乙いすれからも契約終丁の意思表示のない限り、本契約は同一の条件で更に1年間更新するものとし、以降も同様とする。

2 本契約が有効期間満丁又は解除により終丁した場合も、すでに契約した個別契約については、 別段の意思表示のない限り、当該個別契約で定める期間有効に存続するものとする。

第20条(解除制限)

甲は、乙の派遣労働者の国籍、信条、性別、社会的身分、派遣労働者が労働組合の正当な行為 をしたこと等を理由として、本契約を解除することはできない。

第21条(協議)

本契約に定めのない事項及び本契約の条項の解釈につき疑義の生じた事項については、甲乙協 議の上決定するものとする。

第22条(管轄裁判所)

本契約について紛争が生じた場合、甲の本社所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とす ъ.

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成28年 8月 10日 (5)

甲	:	東京都新宿区市谷田町 派遣先株式会社 山田 五朗	(6) (7) (8)	ĘŊ
Z	:	東京都中央区銀座8 派遣元真堂所名株式会社 派遣元事業主	(9) (10) (11)	Ęþ

- (1) 正式名称(存在しない場合、会社名):会社情報詳細画面から登録できます。
- (2) 派遣元事業所名:派遣メニュー>マスター>派遣元から登録できます。
- (3) 基本契約締結日(派遣):会社情報詳細画面から登録できます。
- (4) (3)の1年後の1日前の日付です。
- (5) 出力した日が入ります
- (6) 連絡先住所:会社情報詳細画面から登録できます。
- (7) 正式名称(存在しない場合、会社名):会社情報詳細画面から登録できます。
- (8) 代表者:会社情報詳細画面から登録できます。
- (9) 派遣元住所:派遣メニュー>マスター>派遣元から登録できます。
- (10)派遣元事業所名:派遣メニュー>マスター>派遣元から登録できます。
- (11)派遣元事業所名:派遣メニュー>マスター>派遣元から登録できます。

<1ページ目>

紹介予定派遣基本契約書

(2)

派遣先株式会社 (派遣先・求人先、以下「甲」という。)と<mark>派遣元事業所名株式会社</mark>(派遣元・紹 新事業者、以下「乙」という。)とは、甲に職業紹介予定派遣することを目的として、乙の雇用し た労働者(以下「丙」という。)を甲に紹介予定派遣し、甲の指揮命令を受けて甲の業務に従事さ せる契約ついて、以下のとおり基本契約を行う。

第1条(目的)

本契約は、乙が甲に派遣就業の開始前または開始後に職業紹介することを予定して雇用した労働 者(丙)を甲に職業紹介を行い、または行うことを予定して派遣し、甲の指揮命令を受けて所定の 派遣業務に従事させることを目的とするものである。

第2条(職業紹介予定派遣)

(1)

本契約は、紹介予定派遣として派遣就業開始前または開始後に甲及び丙の求人・求職の意思等を それぞれ確認して職業紹介を行うもので、当事者の意思等のいかんによっては職業紹介(派遣開始 前の場合は、本件派遣)が行われないことのあることを甲及び丙が丁解して行われるものであるこ とを確認する。

2.派遣期間中に、乙による職業紹介が行われ、甲の選考により甲、丙間で雇用契約が成立した場合には甲、乙、丙の合意により労働者派遣期間を短縮することができる。ただし、甲及び丙間の雇用契約が採用内定の場合には、丙は派遣期間終了まで派遣就業しなければならないものとする。

第3条(個別紹介予定派遣契約の締結)

本契約に基づく個別の紹介予定派遣契約(以下、「紹介予定派遣契約」という。)は、甲が乙に 紹介予定派遣を依頼する都度、締結するものとする。 2. 紹介予定派遣契約の締結にあたっては、乙は丙との合意のもとに紹介予定派遣雇用契約を締結 したうえで、甲に派遣するものとする。

第4条(関係法令の遵守)

甲と乙は、互いに労働者派遣法、職業安定法及び労働基準法等関係法令を遵守し、丙の派遣就業 条件、安全及び衛生の確保に努めるものとする。 2.甲は、紹介予定派遣契約に定めた業務以外に丙を従事させてはならず、甲の指揮命令者にその

旨指導し徹底を期するものとする。

第5条(紹介予定派遣期間の制限)
甲、乙間の紹介予定派遣期間は、最長6ヶ月の範囲内で個別の紹介予定派遣契約で定める。

第6条(求人内容等の明示)

甲は、紹介予定派遣契約の締結にあたり、乙に対し、次の事項を事前にできるだけ明示するもの とする。

(1) 紹介予定派遣契約に関わる業務(以下「紹介予定派遣業務」という。)の内容

(2) 派遣労働者の人数

(3) 紹介予定派遣による職業紹介にかかる求人予定業務の内容

(4)当該業務を遂行するために必要とされる派遣労働者の適性、能力、技術、知識等の程度、経験の有無

(5) その他派遣労働者が紹介予定派遣を希望するにあたり必要とされる事項及び求人条件

第7条(紹介予定派遣労働者の特定にあたっての差別禁止)

甲が、乙から紹介予定派遣の役務の提供を受けるにあたり、次の事項に関し、甲は、年齢、性別 等による差別を行わないようにする。

(1) 乙からの派遣労働者(丙)の履歴書、キャリアシート等の提示、事前面接、試験等によって 特定するとき、

(2)派遣就業期間中に求人条件及び内容を提示するとき、

(3)派遣就業期間中に乙の紹介により求人・求職の意思等の確認及び丙の採用選考を行うとき

第8条(紹介予定派遣労働者の選定)

乙は、紹介子症派遣契約に基づき派遣労働者を甲に派遣するにあたっては、甲の求人条件に合致 し、第6条に定める紹介予定派遣業務の遂行に必要とされる技術、能力、経験等を有する者を選定 して派遣するよう努めなければならないものとする。 <2ページ目>

第9条(紹介予定派遣労働者の通知)

乙は、本契約第3条の個別紹介予定派遣契約の都度、労働者派遣法第35条の定めるところによ り、当該派遣契約にかかる派遣労働者の氏名、性別、有期雇用若しくは無期雇用であるかの別、年 齢(60歳以上、45歳以上60歳未満または18歳未満である場合のみ)、労働社会保険の被保 険者資格取得の関係、その他所定事項を甲に書面の交付もしくはファクシミリによる送信または電 子メールの送信(以下「書面の交付等」という。)により、通知しなければならない。

第10条(紹介予定派遣労働者の不適格等による中途解除)

甲に派遣された紹介予定派遣労働者が、派遣業務の遂行にあたり、遵守すべき甲の業務処理方 またが違された結所予定が違気働者が、が違葉器の遮行にのため、違うすべき中の業務処理が 法、服務規律等に従わない場合、または業務処理の能率が著しく低いと認められる場合、その他派 遺就業の目的を達しないときは、甲はその理由を書面の交付等により示して、乙に紹介を受ける意 思のない旨及び途中解除の意思ならびに他の紹介予定派遣労働者の派遣をなす旨等を要請し協議す ることができる。

第11条(個人情報の保護)

甲及び乙は、本契約及び紹介予定派遣に関し、労働者の個人情報を取得し、保管し、または使用 するにあたっては、その業務(紹介予定派遣における職業紹介を含む。)の目的の達成に必要な範囲内で労働者の個人情報を取得し、ならびに当該取得目的の範囲内でこれを保管し、使用しなけれ ばならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合にはこの限りでない。 2. 甲及び乙は、本契約上知り得た丙の個人情報を保護し、正当な理由なくこれを漏洩してはなら ない。甲及び乙の従業員も同様とする。

第12条(派遣料金)

甲は乙に対し、紹介予定派遣契約に基づく派遣の役務の提供の対価として、派遣料金を支払う。 前項の派遣料金は、甲、乙で別途協議し個別派遣契約の都度、別途覚書によって定めるものと

する。 3.経済変動、諸経費の変動その他により派遣料金を改定する必要が生じたときは、甲乙協議のうえ、改定することができるものとする。
 4.甲の責に帰すべき事由により、丙の派遣業務遂行が不可能または困難となった場合には、乙

は、甲に残余期間の派遣料金の請求ができるものとする。

第13条(紹介手数料金)

本件紹介予定派遣契約に基づき、乙が丙を甲に紹介し、雇用契約が成立した場合には、甲は乙に 対し予め厚生労働大臣に届け出た手数料表の範囲内で紹介手数料を支払う。

2. 前項の紹介手数料その他の取扱いについては、別途覚書によって定めるものとする。

第14条(派遣先指揮命令者等)

甲は、丙を指揮命令する派遣先指揮命令者を選任する。甲の指揮命令者は、紹介予定派遣業務の 遂行について紹介予定派遣契約に定める事項を遵守して丙を指揮命令し、紹介予定派遣業務以外の 業務に従事せしめないように留意しなければならない。 2. 甲は、甲の指揮命令者その他甲が使用する者の丙に対して行う指揮命令等により生じた事項に ついて責任を負うものとする。

第15条(派遣先の講ずべき措置等)

第16歳(Maghulan)。これです。 甲は、本件派遣就業が適正に行われるように、甲における安全、衛生の確保、セクシュアル・ハ ラスメントの防止、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、その他適切な就業環境の維持 等、労働者派遣法その他関係諸法令及び厚生労働省指針等で定められた派遣先が講ずべき措置を講 じるものとする。

第16条(業務上災害等)

本件派遣就業に伴う紹介予定派遣労働者の業務上災害及び通勤災害については、丙の請求により 乙が労働者災害補償保険法に定める申請手続を行うものとする。

 2.甲は、乙の行う労災保険申請手続き等について必要な協力をしなければならない。
 3.甲は、労働者派遣法及び同法施行規則に定める労働基準法・労働安全衛生法等の適用に関する 特例の定めに基づき派遣労働者の安全衛生を確保するものとする。

<3ページ目>

第17条(秘密保持及び規律の遵守)

乙は、紹介予定派遣業務の遂行のため知り得た甲及びその関係者の業務上の秘密を第三者に漏洩 してはならない。派遣就業終丁後においても同様とする。

2. 乙は、丙に対し紹介予定派遣業務遂行に伴い知り得た甲の業務上の秘密の保持及び甲の秘密保持に関する規律の遵守及びその他の規律・秩序等の遵守を徹底するよう指導教育しなければならない。

3. 乙は、丙の前項の秘密保持義務違反について本人と連帯して責任を負うものとする。

第18条(職業紹介)

本件職業紹介については、乙が甲に対し、紹介予定派遣労働者丙を求職者として紹介し、甲が丙の雇用について選考を行い、採否を決定する。

 乙は、職業紹介を行うときは、甲及び丙に対し、職業紹介を受けるか否かについて、求人、求 職の各々の意思及び求人、求職条件を確認するものとする。ただし、派遣の役務の提供開始前に行 う紹介及び甲の紹介予定派遣労働者の事前特定による派遣就業の場合にはこの限りではない。
 前項の各意思の確認後、甲から乙に対し職業安定法第5条の3に定める求職者が従事すべき業務の内容、必要な職業能力、その他の条件及び賃金、労働時間その他職業安定法施行規則第4条の 2に定める労働条件を書面等により明示し、これを乙は丙に対し書面の交付等をもって明示するものとする。

4. 乙は、甲に対し派遣開始前に紹介を行う場合を除き、第2項の意思の確認の後に採用選考に必要な丙の個人情報を甲に提供し、甲・丙間の雇用関係の成立のあっせんを行うものとする。

5. 甲及び丙は、本件紹介予定派遣契約において定める職業紹介に関し、採用(採用内定を含 む。)に至るまではなんら拘束されず、意思表示の自由を有し、乙は本件紹介結果の成否について 甲または丙に対し責任を負うものではない。ただし、甲が特定して紹介予定派遣労働者の派遣の役 務の提供を受けるに至った場合には、丙が雇用を希望したときには採用に努めるものとする。

第19条(紹介を希望しない場合等)

乙は、紹介予定派遣を行った派遣先(甲)が職業紹介を受けることを希望しなかった場合または 職業紹介を受けた派遣労働者(丙)を雇用しなかった場合には、派遣労働者の求めに応じ、派遣先 (甲)に対して、それぞれの理由について、書面の交付等で通知しなければならない。また派遣先 から明示された理由を、乙は派遣労働者(丙)に対して書面の交付等により開示するものとする。 ただし、乙は無断で第三者に当該事由を開示してはならないものとする。

第20条(紹介による雇用の成立)

ごのあっせんにより甲、丙間の雇用契約が成立したときは、甲は丙に対し、労働基準法第15条 に定める労働条件を明示し、所定事項を文書で通知するとともに、乙に対してもその旨文書で連絡 するものとする。

2. 甲は、本件紹介予定派遣により雇い入れた労働者については試用期間を設けないものとする。

第21条(紹介予定派遣契約の延長)

甲、乙は、甲が当初定めた紹介予定派遣期間の終丁時までに紹介を受けた派遣労働者について、 適性、能力、技術等の判断に関し採否が決定できないというときであって、丙の同意を受けたとき は、さらに期間を定めて紹介予定派遣期間を延長することができる。ただし、当該延長期間は、当 初の紹介予定派遣の派遣役務の提供開始後6ヶ月を超えてはならない。

第22条(苦情処理)

甲乙双方は、丙から苦情の申出を受ける者を定めるとともに、速やかにその内容を相手方に通知し、密接な連携の下に、その迅速かつ適切な処理を図るものとする。

第23条(派遣先責任者・派遣元責任者)

#200年(600年)(600元) 甲乙双方は、自己が雇用する労働者のなかから、各々の事業所ごとに派遣先責任者、派遣元責任 者を選任し、相互に連携して丙から申出を受けた苦情の処理、甲乙間の連絡調整その他労働者派遣 法第41条及び第36条で定める事項を行わせなければならない。

(派遣契約の中途解除)

第24条 甲がやむを得ない自己の都合により派遣契約の中途解除を行う場合は、派遣契約の残余 期間にかかる派遣料金を乙に支払うか、または、少なくとも30日以上前に乙に予告し、乙と協議 のうえ、労働者派遣法その他関係諸法令及び厚生労働省指針等で定められたところに従うものとす る。 <4ページ目>

第25条(損害賠償)

甲及び乙は、本契約または紹介予定派遣契約に違反し、またはその責に帰すべき事由により相手 中反じこは、本美約または紹介子を加重美約に達反し、またはその貨に帰すべき事由により相子 方に損害を与えたときは、その損害(間接的損害、逸失利益は除く。)を賠償するものとする。 2. 乙は、丙が紹介予定派遣業務の遂行にあたり、甲の指揮命令に反し、故意または重大な過失に より、甲に損害を与えた場合、乙は甲にその損害(間接的損害、逸失利益は除く。)を賠償するも のとする。ただし、その損害が甲の指揮命令者その他甲が使用する者の丙に対する指揮命令等によ り生じた場合、その他甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

第26条(権利義務の譲渡禁止)

甲及び乙は、本契約により生じた権利または義務を、第三者に譲渡としてはならないものとす б.

第27条(契約の解除)

甲または乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合にはなんらの予告なく直ちに本契約 を解除することができる。ただし、現に紹介予定派遣注の労働者の派遣契約に関しては、甲乙協議 してその取扱いを定める。

(1) 本契約に定める義務の履行を怠り、履行の催告に対して誠意を示さないとき。

(2)手形交換所の取引停止処分があったとき。

(3) 財産上の信用にかかわる差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売等を受けたとき。

- (4) 破産、民事再生、会社整理、会社更生等の申立があったとき。(5) 営業を廃止し、又は清算に入ったとき。

(6) 親会社または重要な子会社が上記(2)から(5)のいずれかに該当した場合。

2. 甲または乙が第1項により本契約を解除し損害が発生した場合には、第26条に基づき、契約 解除の原因をなす相手方に対し、その損害を賠償することができる。また、乙が第1項に定める原 因により本契約を解除した場合においては、甲は紹介予定派遣契約の残余期間中の派遣料金を乙に 支払うものとする。

3. 甲または乙が、第1項に定める原因により契約を解除した場合、契約解除の原因をなす相手方 は当然に期限の利益を失い、支払期日の規定に関わらず、解除した甲または乙に対して有する債務 を直ちに弁済しなければならない。

第28条(有効期間) 本契約の有効期間は、平成28年8月2日から平成29年8月1日までの1年間とする。ただし、本契約期間満了の1ヶ月前までに、軍乙いずれからも契約終了の意思表示のない限り、本契約は同一の条件で更に1年間更新するものとし、以降も同様とする。

2. 本契約が有効期間満丁又は解除により終丁した場合も、すでに契約した個別契約については、 別段の意思表示のない限り、当該個別契約で定める期間有効に存続するものとする。

第29条 (協議)

本契約または紹介予定派遣契約に定めのない事項及びその解釈につき疑義の生じた事項について は、甲及び乙は、信義誠実の原則に従い協議の上、決定するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

(3)

		(5)
平成28年	8月	10日

甲	L東京都新宿区市谷田町 派遣先株式会社 山田 五明	(6) (7) (8)	ÉD
Z	東京都中央区銀座8 派遣元事業所名株式会社 派遣元事業主	(9) (10) (11)	Éþ

(4)

- (1) 正式名称(存在しない場合、会社名):会社情報詳細画面から登録できます。
- (2) 派遣元事業所名:派遣メニュー>マスター>派遣元から登録できます。
- (3) 基本契約締結日(紹介予定):会社情報詳細画面から登録できます。
- (4) (3)の1年後の1日前の日付です。
- (5) 出力した日が入ります
- (6) 連絡先住所:会社情報詳細画面から登録できます。
- (7) 正式名称(存在しない場合、会社名):会社情報詳細画面から登録できます。
- (8) 代表者:会社情報詳細画面から登録できます。
- (9) 派遣元住所:派遣メニュー>マスター>派遣元から登録できます。
- (10)派遣元事業所名:派遣メニュー>マスター>派遣元から登録できます。
- (11)派遣元事業所名:派遣メニュー>マスター>派遣元から登録できます。

(2)

10. 業務委託契約書

<1 ページ目>

業務委託契約書

委託者派遣先株式会社(以下「甲」という。)と、受託者派遣元事業所名株式会社(以下「乙」と フ。)は、以下に示す業務の委託につき契約を締結する。

第1条 (契約の目的)

(1)

甲は、乙に対し第2条に記した業務について委託し、乙がこの業務の遂行を引受けることをその 目的とする。

第2条(業務の委託)

- 乙は、甲に対して、別紙「委託業務の範囲及び報酬の内訳書」の範囲において委託を受け、業務 を行う。

第3条(対価の支払)

本契約における委託業務の対価は、別紙「委託業務の範囲及び報酬の内訳書」により定める。 2. 甲は、こに対し、当月末日までに当月の契約の対価を支払うものとする。

3. 甲は、乙に対し、本契約の対価につき、その金額を乙指定の銀行口座に振込みの方法によっ て、これを行うこととする。

第4条(諸費用)

本契約の履行にあたり、甲は必要となる文具、パソコン、電話等を乙に貸与する。なお、その使 用に要した光熱費などの経費については、甲が負担する。 2. 本契約の履行にあたり、発生した交通費については甲の負担とする。

第5条(報告義務)

乙は、委託された業務の履行の状況に関して、甲からの請求があった場合には、その履行状況に ついて直ちに報告しなければならない。

第6条(秘密保持)

乙が、本契約の業務遂行によって知り得た秘密情報の取扱いに関しては、別に定める秘密保持契 約書による。

第7条(善管注意義務)

乙は、善良なる管理者の注意をもって、甲の委託した業務の遂行にあたるものとする。

第8条(損害賠償責任)

本業務の処理中、乙の責に帰すべき事由で、個人データの漏洩等により、甲もしくは第三者に損 害を与えた場合は、乙は損害賠償の責任を負う。その賠償額については甲乙協議の上これを定め る。

(3)(4) 第9条(契約期間) ~二次 ~本契約は平成28年8月3日か→平成29年8月2日までの1年間にわたって有効とする。ただ し、その契約期間満丁の2ヶ月前までに、契約を更新しない旨の書面による音思表示が当事者のい ずれからもなされないときは、本契約はさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

第10条 (契約解除)

甲または乙の両当事者は、どちらかが正当な理由なくして本契約の条項に違反したときは、他方 の当事者は直ちに本契約を解除することができる。

2. 前項の契約解除の場合においては、契約期間の途中で被った損害の賠償を請求することができ ъ.

<2ページ目>

第11条(規定外事項)

本契約が将来において甲の都合によりその内容において変更が行われた場合は、甲乙は契約内容

の変更について協議する。 2. 甲乙は信義則に則って本契約を履行し、この契約に定めていない事項について疑義または紛争 が生じた場合には、甲乙協議の上解決する。

本契約の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙各自1通を保有するものとする。



- (1) 正式名称(存在しない場合、会社名):会社情報詳細画面から登録できます。
- (2) 派遣元事業所名:派遣メニュー>マスター>派遣元から登録できます。
- (3) 基本契約締結日(業務委受託):会社情報詳細画面から登録できます。
- (4) (3)の1年後の1日前の日付です。
- (5) 出力した日が入ります
- (6) 連絡先住所:会社情報詳細画面から登録できます。
- (7) 正式名称(存在しない場合、会社名):会社情報詳細画面から登録できます。
- (8) 代表者:会社情報詳細画面から登録できます。
- (9) 派遣元住所:派遣メニュー>マスター>派遣元から登録できます。
- (10)派遣元事業所名:派遣メニュー>マスター>派遣元から登録できます。
- (11) 派遣元事業所名:派遣メニュー>マスター>派遣元から登録できます。

11. 帳票の出力方法について

先にご案内しました各帳票について、それぞれ以下の方法で出力が可能です。合わせてご確認いただけましたら幸いです。

<派遣メニューの契約画面から出力する帳票>

- 抵触日通知書
- ·派遣先管理台帳
- ·派遣元管理台帳
- 派遣労働者通知書
- 労働者派遣個別契約書
- · 労働条件通知書兼就業条件明示書
- ◆契約画面から帳票を出力する方法

<会社情報詳細画面から出力する帳票>

- · 労働者派遣基本契約書
- ・紹介予定派遣基本契約書
- ·業務委託契約書

上記3点の帳票は、会社情報の詳細画面から出力できます。 詳細は、以下マニュアルをご参照くださいませ。

◆会社情報詳細画面から帳票を出力する方法